

目黒区トライアスロン連合規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連合は、目黒区トライアスロン連合（英語名：Meguro-ku Triathlon Union、略称：MTU）と称する。

(事務局)

第2条 本連合は、事務局を東京都目黒区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連合は、水泳・自転車・ランニングの複合競技であるトライアスロン及びその関連競技（関連競技とは、デュアスロン、アクアスロン等をいう。）を通じて、目黒区民への社会体育振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 目黒区民へのスポーツ振興及び青少年の健全育成と中高年の体力向上に関する協力
- 二 講習会・記録会・練習会・研修会等の開催
- 三 競技会の開催
- 四 同様の目的を有する他団体との交流
- 五 その他、本連合の目的達成に寄与する事業

第3章 組 織

(会 員)

第5条 本連合の会員は、正会員及び準会員の2種とする。

2 正会員は以下の各号を満たす者をいう。

- 一 第3条に賛同する者
- 二 目黒区に在住、在学又は在勤する者。ただし、理事会が正会員として認める場合はその限りではない。
- 三 入会の意思を示す文書（e-mailを含む）を事務局に提出し、理事会の承認を得た者
- 四 本連合へ年会費を支払う者

3 準会員は以下の各号を満たす者をいう。

- 一 日本トライアスロン連合（JTU）に会員登録し、かつ所属地域組織に目黒区を選択した正会員以外の者

第6条、第7条、削除

(退 会)

第8条 正会員は、退会の意思を示す文書（e-mail を含む）を理事会に提出することにより、退会することができる。

2 正会員が、理事会の定めた期限迄に当該年度の年会費を支払わなかった時は、理事会の決議を経て、その正会員は当該年度の議決権を失う。

3 前号に定める期限は、理事会の決議を経て細則に定める。

（除 名）

第9条 本会の会員で、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

- 一 本会の会員で、本連合の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったと理事会が認めたとき。
- 二 正会員で、目黒区に在住、在学、在勤しなくなったとき、又は本連合へ一定期間会費を支払わないとき。ただし、理事会が正会員として認める場合はその限りでない。

第4章 役 員

（役員及び顧問の設置）

第10条 本連合には、次の役員及び顧問を置く。

- | | | |
|--------|------|-----|
| 一 会長 | （理事） | 1名 |
| 二 副会長 | （理事） | 1名 |
| 三 理事長 | （理事） | 1名 |
| 四 副理事長 | （理事） | 1名 |
| 五 会計 | （理事） | 1名 |
| 六 理事 | | 若干名 |
| 七 監事 | | 1名 |
| 八 顧問 | | 若干名 |

（役員及び顧問の職務及び権限）

第11条 役員及び顧問の職務及び権限は次の通りとする。

- 一 会長は、本連合を統括し代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代行する。
- 三 理事長は、理事会を代表統括し会務を執行する。
- 四 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があった場合はその職務を代行する。
- 五 理事は、理事会を構成し、会務を審議し執行する。
- 六 会計は、本連合の会計事務を行う。
- 七 監事は、本連合の会計を監査する。
- 八 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

第11条の2

理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

（役員任期）

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。後任補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第13条 本会の会議は、定時総会、臨時総会及び理事会とする。

(定時総会)

第13条の2 定時総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。

2 定時総会は、議決権を持つ正会員数の過半数の出席で成立し、出席する正会員数の過半数の賛成をもって決議する。ただし、議決権を持つ正会員が当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した場合、又は代理人を定め議決権を委任した場合は出席したもののみなす。

3 準会員は、総会へ出席し、意見を述べることはできるが、議決権は有さない。

4 可否同数の時は、議長がこれを決する。

5 定時総会の詳細は、理事会の決議を経て細則に定める。

(臨時総会)

第13条の3 会長は臨時総会を招集できる。

2 理事の過半数、または会員の1/3以上の署名による要求があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 臨時総会の成立および決議方法は総会に準じる。

4 臨時総会の詳細は、理事会の決議を経て細則に定める。

(総会及び臨時総会の決議事項)

第14条 定時総会及び臨時総会では、次に掲げる事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 事業計画及び事業報告の承認
- 三 予算及び決算の承認
- 四 本規約の変更及び改定

(理事会)

第15条 理事長は定期的に理事会を招集する。

2 理事会は、過半数の理事の出席により成立し、出席理事の過半数の賛成を持って決議する。

3 理事会は、第2章に定める目的及び事業遂行の為の会務を執行する。

4 理事会は第8条に定める会長、副会長、理事長、副理事長、会計を理事の中から互選する。

5 理事会は、顧問を選任し又は解任する事ができる。

6 理事長は、必要に応じて随時理事会を招集することができる。

7 3名以上の理事から要望があった場合は、理事長は理事会を招集しなければならない。

第6章 会 計

(収 入)

第16条 本連合の経費は、会費、寄付金その他の収入を以ってあてる。

(事業年度)

第17条 本連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決 算)

第18条 本連合の決算は、年度終了後速やかに監事の監査を経て総会の承認を求めるものとする。

第7章 補 則

(細 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本連合の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て細則に定める。

附則 本規約は、2015年06月20日から施行する。

1998年 6月24日制定

2000年 6月 7日一部改定

2002年 6月15日一部改定

2008年 6月21日一部改定